

震災特例法第 38 条の 3・4・5 の被害要件確認表兼届出書

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒

住所

氏名

(電話番号 - -)

第 38 条の 3 第 1 項・第 3 項・第 5 項 認定贈与承継会社
 震災特例法 第 38 条の 4 第 1 項・第 3 項・第 5 項 の規定の適用を受けたいので 認定承継会社 が、
 第 38 条の 5 第 1 項・第 3 項・第 5 項 認定相続承継会社

次に掲げる場合に該当することを確認し、この書類の記載事項を記載した上で関係書類を添付して届け出ます。

- (注) 1 震災特例法とは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律をいいます(以下同じです)。
 2 認定贈与承継会社、認定承継会社及び認定相続承継会社には、これから認定を受けようとする会社を含みます。

1 被災した会社に関する事項

① 名称	③ 対象となる会社の種別	<input type="checkbox"/> 認定贈与承継会社 <input type="checkbox"/> 認定承継会社 <input type="checkbox"/> 認定相続承継会社
② 本店の所在地	④ 特例対象の非上場株式等の取得年月日 ※	平成 年 月 日 (平成 年 月 日)

※ ③が「認定相続承継会社」の場合にはカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。

2 被災した会社の被害の態様

次に掲げる場合に於いて、それぞれいずれかの「確認事項」欄について記入してください。

- (1) 東日本大震災によって被害を受けた事業用資産が総資産の 30% 以上である場合(貸借対照表の帳簿価額で判定します。)

【1号該当】

確認事項	① 平成 23 年 3 月 10 日における総資産の価額	円
	② 東日本大震災により滅失をした資産の価額 (注) 1 滅失には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。 2 資産には、措置法第 70 条の 7 第 2 項第 8 号ロに規定する特定資産を含みません。	円
	③ 警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた資産の価額(②に該当するものを除きます)。 (注) 資産には、措置法第 70 条の 7 第 2 項第 8 号ロに規定する特定資産を含みません。	円
	④ 上記①の価額に対する②及び③の合計額の割合 ($(②+③) \div ① \times 100$)	30%以上であれば適用可 → %

- (2) 東日本大震災により被災した事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の 20% 以上である場合(上記(1)に該当する場合を除きます。)

【2号該当】

確認事項	① 平成 23 年 3 月 10 日に使用していた常時使用従業員の総数	人
	② 東日本大震災により滅失又は損壊をした事業所において平成 23 年 3 月 10 日に使用していた常時使用従業員の数 (注) 平成 23 年 3 月 11 日から同年 9 月 10 日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる期間に限ります。	人
	③ 警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた事業所(②の事業所を除きます)において、同日の前日に使用していた常時使用従業員の数	人
	④ 上記①の数に対する②及び③の合計数の割合 ($(②+③) \div ① \times 100$)	20%以上であれば適用可 → %

- (3) 震災後 6 か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の 70% 以下である場合(上記(1)又は(2)に該当する場合を除きます。)

【3号該当】

※ 東日本大震災の発生直前において震災特例法第 34 条第 1 項に規定する指定地域内に本店を有していた会社又は現にその事業の用に供していた建物が東日本大震災により滅失若しくは損壊をした会社に限ります。

確認事項	① 平成 22 年 3 月 11 日から平成 22 年 9 月 10 日までの間における売上金額	円
	② 平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 9 月 10 日までの間における売上金額	円
	③ 上記①の金額に対する②の金額の割合 ($② \div ① \times 100$)	70%以下であれば適用可 → %

関与税理士	電話番号
-------	------

震災特例法第 38 条の 3、第 38 条の 4 又は第 38 条の 5 の規定の適用を受ける人は、これらの規定及び被災した会社の被害の態様の区分に応じてそれぞれに掲げる書類をこの「震災特例法第 38 条の 3・4・5 の被害要件確認表兼届出書」に添付して提出してください。

1 震災特例法第 38 条の 3 又は第 38 条の 5 の規定の適用を受ける場合

(1) 1号該当者

	添付書類	チェック欄
①	東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令（以下「特例円滑化省令」といいます。）第 2 条第 3 項に規定する確認書の写し及び同条第 2 項に規定する申請書の写し（経済産業大臣に提出されたものに限ります。）	<input type="checkbox"/>
②	貸借対照表その他の書類で表面 2 の (1) の①から③の価額を明らかにするもの	<input type="checkbox"/>
③	市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で表面 2 の (1) の②の資産が東日本大震災により滅失したことを明らかにするもの	<input type="checkbox"/>
④	表面 2 の (1) の③の資産が警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことを明らかにする書類	<input type="checkbox"/>
⑤	その他参考となるべき書類	<input type="checkbox"/>

(2) 2号該当者

①	特例円滑化省令第 2 条第 3 項に規定する確認書の写し及び同条第 2 項に規定する申請書の写し（経済産業大臣に提出されたものに限ります。）	<input type="checkbox"/>
②	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 1 条第 6 項に規定する従業員証明書その他の書類で表面 2 の (2) ①から③の数を明らかにするもの	<input type="checkbox"/>
③	東日本大震災により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊した事業所の常時使用従業員が平成 23 年 3 月 11 日から同年 9 月 10 日までの間継続して本来の業務に従事することができなかったことを明らかにする書類	<input type="checkbox"/>
④	市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で表面 2 の (2) の②の事業所が東日本大震災により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊したことを明らかにするもの	<input type="checkbox"/>
⑤	表面 2 の (2) の③の事業所が警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことを明らかにする書類	<input type="checkbox"/>
⑥	その他参考となるべき書類	<input type="checkbox"/>

(3) 3号該当者

①	特例円滑化省令第 2 条第 3 項に規定する確認書の写し及び同条第 2 項に規定する申請書の写し（経済産業大臣に提出されたものに限ります。）	<input type="checkbox"/>
②	損益計算書その他の書類で表面 2 の (3) の①及び②の金額を明らかにするもの	<input type="checkbox"/>
③	会社の登記事項証明書（東日本大震災の発生直前における本店所在地が記載されているものに限ります。）	<input type="checkbox"/>
④	市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で東日本大震災の発生直前において現にその事業の用に供していた建物が東日本大震災により滅失し、又は損壊したことを明らかにするもの	<input type="checkbox"/>
⑤	その他参考となるべき書類	<input type="checkbox"/>

2 震災特例法第 38 条の 4 の規定の適用を受ける場合

(1) 1号該当者

①	上記 (1) の②から⑤の書類	<input type="checkbox"/>
②	震災特例法規則第 14 条の 4 第 2 項第 1 号、同第 5 項（第 7 項で準用する場合があります。）第 1 号の書類	<input type="checkbox"/>

(2) 2号該当者

①	上記 (2) の②から⑥の書類	<input type="checkbox"/>
②	震災特例法規則第 14 条の 4 第 2 項第 2 号、同第 5 項（第 7 項で準用する場合があります。）第 2 号の書類	<input type="checkbox"/>

(3) 3号該当者

①	上記 (3) の②から⑤の書類	<input type="checkbox"/>
②	震災特例法規則第 14 条の 4 第 2 項第 3 号、同第 5 項（第 7 項で準用する場合があります。）第 3 号の書類	<input type="checkbox"/>